

明治大学安全保障輸出管理 事前点検シート
(外国人(留学生・研究者・教員等)又は特定類型該当者の受入用)

このシートは、明治大学安全保障輸出管理規程第12条に定める事前点検を行うためのものです。非居住者又は特定類型該当者を受け入れる際は、必ず受入前または受入時に、受入責任者が点検し、結果を部局等責任者に提出してください。

- * 受入責任者：指導教員、ホスト教員、事務組織の課長・事務長
- * 部局等責任者：教職員等が所属する部局等の長（学部長、研究科長、機構長、事務組織の部長等）

【概要1】受入予定者

1	受入予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
2	受入カテゴリ	☐①外国人留学生（*1） ☐②教職員（専任教職員、特任教員、助教、助手、客員教員のみ）（*2） ☐③研究推進員（客員研究員を含む）・研究支援者・RA ☐④外国人特別研究員、招聘研究員 ☐その他（）
3	氏名	
4	学生番号（学生の受入時のみ）	☐ 正規課程／ ☐ 交換留学生 学生番号：
5	出身国（国籍）	
6	出身組織	
7	居住性／特定類型該当性（*4）	☐非居住者 ☐類型1（外国法人等との雇用関係）☐類型2（外国政府等からの多額の金銭等）☐類型3（経済産業省からの連絡）

- *1：対象は、大学院3研究科（理工学研究科、農学研究科、先端数理研究科）のみ。ただし、理工学研究科建築都市学専攻 国際建築都市デザイン系及び総合芸術系、農学研究科農業経済学専攻は除く。
- *2：兼任講師、教育補助講師、TA、派遣職員、アルバイトは対象外
- *3：3～7については、別紙（一覧表等、様式自由）による提出可
- *4：居住者かつ特定類型該当者でない場合は、本シートの提出は不要

【概要2】受入予定研究室・提供技術等

1	学部／研究科・学科・研究室	
2	指導教員・技術提供者	
3	研究分野名	
4	受入予定者の研究計画	

【点検項目】

（記入にあたっては裏面もご確認ください）

受入予定者に対して、貨物の設計、製造、使用にかかる情報（技術（＊））を提供しますか？
（＊）技術とは「貨物の設計、製造、使用に必要な特定の情報」を指します。この情報は、技術データまたは技術支援の形態により提供されます。「設計、製造、使用」に関する具体例は「事前点検を行う際の注意事項」を参照ください。（引用元：経済産業省貿易経済協力局 役務通達 4 貿局第 4 9 2 号（H4.12.21））

↓ ☐ はい ↓ ☐ いいえ
↓
↓
事前点検はこれで終了です。部局等責任者に提出してください。

提供する技術（情報）は既に公知である、又は公知とするための技術（情報）提供ですか？
↓ ☐ いいえ ↓ ☐ はい ※公知である場合の根拠【書籍・論文タイトル・公開 Web リンクなど】を記載してください
↓
↓
↓
事前点検はこれで終了です。部局等責任者に提出してください。

追加の確認が必要です。シート 2 及びシート 3 をチェックし、部局等責任者に提出してください。

【確認】

上記事項は事実と相違ありません。

作成日：		年		月		日
所属：						
受入責任者氏名：	印					
※署名（自署）						
又は記名押印						

（事務局使用欄）		
（当該）統括責任者	部局等責任者	受付
/ /	/ /	/ /
追加確認 ☐ 要 ☐ 否	疑義等 ☐ 有 ☐ 無	No.

事前点検を行う際の注意事項

「貨物の輸出」、「技術の提供」の定義は以下のとおりです（明治大学安全保障輸出管理規程第2条第1項第4号及び第5号）

貨物の輸出

- ア 外国を仕向地として貨物を送付すること
- イ 外国を仕向地として再送付されることが明らかな貨物を送付すること
- ウ 外国に向けて貨物を携行すること

技術の提供

- ア 非居住者又は特定類型該当者へ技術を提供する行為
- イ 非居住者又は特定類型該当者へ再提供されることが明らかな居住者へ技術を提供する行為
- ウ 外国において技術を提供する行為又は外国に向けて行う技術を提供する行為
- エ ア、イ又はウを目的として、技術情報が記載又は記録された媒体を提供する行為
- オ ア、イ又はウを目的として、電気通信回線を通じて技術情報を送信する行為

「非居住者」、「居住者」（外国為替法令の解釈及び運用について 蔵国第4672号 昭和55年11月29日）、「特定類型」の定義は以下のとおりです。

居住者

- ＜日本人の場合＞
 - (1) 我が国に居住する者 (2) 日本の在外公館に勤務する者
 - ＜外国人の場合＞
 - (1) 我が国にある事務所に勤務する者
 - (2) 我が国に入国後6月以上経過している者
 - ＜法人等の場合＞
 - (1) 我が国にある日本法人等
 - (2) 外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他事務所
 - (3) 日本の在外公館
- 特定類型該当者（日本人を含む）
- ① 外国法人等又は外国政府等と雇用・委任等の契約を締結しており、当該法人等の指揮命令に服する又は当該法人等に対する善管注意義務を負う者
 - ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（年間収入の25%以上の経済的利益）を得ている者または得ることを約している者
 - ③ 行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

非居住者

- ＜日本人の場合＞
 - (1) 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
 - (2) 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
 - (3) 出国後外国に2年以上滞在している者
 - (4) 上記(1)～(3)に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
- ＜外国人の場合＞
 - (1) 外国に居住する者
 - (2) 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
 - (3) 外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人（ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。）
- ＜法人等の場合＞
 - (1) 外国にある外国法人等
 - (2) 日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
 - (3) 我が国にある外国政府の公館及び国際機関
- ＜その他＞
 - 合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

【点検項目】における「設計・製造・使用」とは、それぞれ以下の段階を指します。

- (1) 設計：一連の製造過程の前段階のすべての段階
 - （例）設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等
- (2) 製造：すべての製造過程
 - （例）建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証等
- (3) 使用：設計、製造以外の段階
 - （例）操作、据付、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理

【点検項目】における「公知とするために当該技術（情報）を提供する」取引とは、以下のものを指します（貿易関係貿易外取引に関する省令 平成十年通商産業省令第八号）。

- (1) 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
- (2) 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
- (3) 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
- (4) ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
- (5) 学会発表用の原稿又は展示会等での配付資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手可能又は閲覧可能とすることを目的とする取引